

■ 共同住宅の基準 改正案

資料3-3

			現行基準		改正案1(※) 2,000㎡未満かつ20戸以上の場合は 地上階のBFのみ		改正案2 2,000㎡未満かつ 20戸以上で50戸未満の場合は 地上階のBFのみ	
一般基準	廊下	①床面仕上げ	2,000㎡以上または50戸以上	A・B	2,000㎡以上または20戸以上	A・B・C	2,000㎡以上または20戸以上	A・B・C
	階段	①手すり②床面仕上げ③段の識別④つまづき防止⑤回り階段禁止						
	傾斜路	①手すり②床面仕上げ③傾斜の識別④立ち上がり						
	エスカレーター	①踏み段やくし板の識別②音声通報						
	便所	①床面仕上げ②洗面器の水栓③車いす使用者用便房(腰掛便房・手すり等、充分な空間、洗浄装置、衣服かけのフック)④オストメイト対応設備(洗浄装置、衣服かけ(10,000㎡以上は2以上)、介護ベッド(10,000㎡以上)、温水(10,000㎡以上)、荷物棚(10,000㎡以上)⑤小便器(床置き等の小便器、手すり)	2,000㎡以上または50戸以上 (共用部分にある便所に限る)	A・B	2,000㎡以上 (共用部分にある便所に限る)	A	2,000㎡以上または50戸以上 (共用部分にある便所に限る)	A・B
	敷地内の通路	①床面仕上げ②段(手すり、段の識別、つまづき防止)③傾斜路(手すり、傾斜の識別、立ち上がり)	2,000㎡以上または50戸以上	A・B	2,000㎡以上または20戸以上	A・B・C	2,000㎡以上または20戸以上	A・B・C
	駐車場	①車いす使用者用駐車施設(幅350cm以上、利用居室から近い位置)						
	浴室等	①床面仕上げ②車いす使用者用浴室(浴槽・シャワー・手すり、空間の確保、出入口幅80cm以上、戸の構造)	2,000㎡以上または50戸以上 (共用部分にある浴室に限る)	A・B	2,000㎡以上 (共用部分にある浴室に限る)	A	2,000㎡以上または50戸以上 (共用部分にある浴室に限る)	A・B
	標識	①エレベーター、便所又は駐車施設の表示(JIS Z 8210に適合したもの)	2,000㎡以上または50戸以上	A・B	2,000㎡以上または20戸以上	A・B・C	2,000㎡以上または20戸以上	A・B・C
	案内設備	①エレベーター、便所又は駐車施設の案内板の設置、視覚障がい者対応または②案内所(車いす対応)	2,000㎡以上または50戸以上	A・B	2,000㎡以上	A	2,000㎡以上または50戸以上	A・B
移動等円滑化経路		①エレベーター設置	2,000㎡以上または50戸以上 (2階建てなど、垂直移動が1層分のみの場合は設置免除)	A・B	2,000㎡以上 (2階建てなど、垂直移動が1層分のみの場合は設置免除)	A	2,000㎡以上または50戸以上 (2階建てなど、垂直移動が1層分のみの場合は設置免除)	A・B
	出入口(経路)	①幅80cm以上②戸の構造	2,000㎡以上または50戸以上	A・B	2,000㎡以上または20戸以上	A・B・C	2,000㎡以上または20戸以上	A・B・C
	廊下等(経路)	①幅120cm以上②50m以内ごとの車いす転回場所③戸の構造						
	傾斜路(経路)	①幅120cm以上(階段併設の場合90cm以上)②勾配1/12以下③高さ75cm以内に踊り場						
	エレベーター及びその乗降ロビー(経路)	①必要階に停止②出入口幅80cm③戸の人感センサー④かご内を外から視認⑤かご奥行き135cm以上⑥かご内鏡⑦かご内手すり⑧かご内聴覚障がい者対応⑨乗降ロビー150cm角以上⑩車いす対応制御装置(出入口の開延長機能、インターホン)⑪かご内表示(停止予定階・現在位置)⑫乗降ロビー表示(昇降方向)	2,000㎡以上または50戸以上 (2階建てなど、垂直移動が1層分のみの場合は設置免除)	A・B	2,000㎡以上 (2階建てなど、垂直移動が1層分のみの場合は設置免除)	A	2,000㎡以上または50戸以上 (2階建てなど、垂直移動が1層分のみの場合は設置免除)	A・B
敷地内の通路(経路)	①幅120cm以上②50m以内ごとの車いす転回場所③戸の構造④通路の排水溝のふた⑤傾斜路(幅120cm以上(階段併設の場合90cm以上)、勾配1/12以下、高さ75cm以内に踊り場)	2,000㎡以上または50戸以上	A・B	2,000㎡以上または20戸以上	A・B・C	2,000㎡以上または20戸以上	A・B・C	

※ 案1における寄宿舎の基準適用について

共同住宅と寄宿舎については、現時点では同じ基準を適用している。

このたびの改正案1では、現行基準より一部緩和(2,000㎡未満におけるエレベーターの設置・便所・浴室)されるところがあるため、当該部分は寄宿舎にも適用されることとなる。